

【意見募集要件】

1. 募集期間

令和2年11月24日(火)～令和2年12月25日(金)必着

2. 意見の提出方法

・任意の様式に、住所、氏名（法人や団体の場合は法人名・団体名、代表者氏名）、ご意見を記入して、次のいずれかの方法により、「仙台市交通政策課バリアフリー担当」あてにご提出ください。

※電話や窓口など、口頭による受付は原則としていたしませんので、ご了承下さい。

①郵送：〒980-8671（※郵便番号と宛名だけで届きます）

②ファクス：022-211-0017

③電子申請フォーム：下記の市ホームページの「電子申請システム」にアクセスし、入力してください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?acs=barrierfree>

④Eメール<アドレス>：tos009510@city.sendai.jp

※電子メールの件名を「バリアフリー」として下さい。

⑤障害をお持ちの方で、上記提出方法が難しい場合はご相談ください。

3. 資料の閲覧方法

・概要版、本編ともに仙台市ホームページ（下記URL又は右記QRコード）よりご覧いただけます。また、こちらのページから上記の③電子申請フォームへリンクすることもできます。

・概要版につきましては、市役所本庁舎1階市民のへや・市政情報センター、本庁舎7階交通政策課、区役所総合案内、総合支所、宮城野区・若林区・太白区情報センターで配布します。

・本編につきましては、上記各箇所でも閲覧可能です。

※URL：<https://www.city.sendai.jp/kotsu-suishin/kurashi/machi/kotsu/kekakunado/barrier-free/zentai-toshinchiku.html>



4. 留意事項

・提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて、2月頃に仙台市ホームページで公表する予定です。

・ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承下さい。

・ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

5. お問い合わせ先

仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

電話番号：022-214-8303

ファクス：022-211-0017



「仙台市バリアフリー基本構想」 改定の中間案に関する ご意見を募集します

- 全体構想
- 地区別構想
《都心地区》

令和2年11月
仙 台 市

「仙台市バリアフリー基本構想」改定の 中間案に関するご意見を募集します

仙台市では、平成24年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想《都心地区》」を策定するとともに、その後、地区別構想として、平成26年度に泉中央地区、長町地区、平成27年度に北仙台地区を策定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組んできました。

現在の基本構想が今年度、目標年次を迎えることや、平成30年度にバリアフリー法が改正されたことから、昨年度より、関係行政機関、福祉団体等で構成する仙台市バリアフリー推進協議会においてまち歩きワークショップを行いながら、これまでの取り組みの評価や、改定に向けた議論を進め、この度、「全体構想」及び「地区別構想《都心地区》」について、中間案をとりまとめましたので、市民の皆様からご意見を募集いたします。

【主な改定の概要】

（１）全体構想

- ・仙台市基本計画との整合を図り、基本理念、基本方針を一部修正するとともに目標年次を令和12年度とします。
- ・バリアフリー法改正等を踏まえ、概ね5年ごとに事業の進捗状況を調査、分析、評価し、スパイラルアップを図ります。
- ・地下鉄東西線の開業に伴う、駅施設の追加や乗降客数などの変化を反映します。
- ・重点整備地区の優先順位を整理した結果、上位4地区《都心、長町、泉中央、北仙台》の変更はなく、この4地区について今後も重点的に整備を継続します。

（２）地区別構想《都心地区》

- ・目標年次は、全体構想と同様に令和12年度とします。
- ・バリアフリー法改正等を踏まえ、概ね5年ごとに事業の進捗状況を調査、分析、評価し、スパイラルアップを図ります。
- ・地下鉄東西線の開業に伴う駅施設の追加や生活関連施設の立地状況の変化を反映します。
- ・地区別構想《都心地区》については、区域および生活関連経路の見直しが必要な生活関連施設の分布状況に変化がないことから、現在の地区別構想の内容を今後も基本的に継続します。





基本構想

● 仙台市バリアフリー基本構想とは？

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方を導入し、バリアフリー法に基づきあらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

本市では、法の基準に準じた施設整備の推進を図るとともに、平成24年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想（都心地区）」を策定しました。その後、地区別構想として、平成26年度に泉中央地区、長町地区、平成27年度に北仙台地区を策定し、全体構想及び全ての地区別構想ともに目標年次を令和2年度として、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組んでまいりました。

● 基本構想の構成

「仙台市バリアフリー基本構想」は、市全体の考え方等を整理する「全体構想」と、地区ごとのバリアフリー化の方向性等を位置付ける「地区別構想」とで構成されています。

仙台市バリアフリー基本構想

▶ 全体構想

市全体におけるバリアフリーの基本方針のほか、地区別構想策定の候補地や、優先順位の考え方等を整理するものです。

全体構想

<主な内容>

- ・市全体のバリアフリーの実現に向けた基本的な方針
- ・バリアフリー化を進める「生活関連施設」の考え方[※]
- ・市内でバリアフリー化を進める「重点整備地区」の候補地や優先順位等の考え方[※]
- ・心のバリアフリーの考え方 等

▶ 地区別構想

全体構想の考え方に基づき、個別の地区（徒歩圏）ごとに、整備すべきエリアや施設等を位置づけるものです。

都心地区

泉中央地区

長町地区

北仙台地区

<主な内容>

- ・個別地区におけるバリアフリーの実現に向けた基本的な方針
- ・「重点整備地区」のエリア
- ・バリアフリー化を進める「生活関連施設」および「生活関連経路」[※]
- ・「特定事業」 等

※については、4ページ目をご確認ください。

特定事業計画

公共交通特定事業

道路特定事業

都市公園特定事業

交通安全特定事業

地区別構想に基づき、各施設管理者は特定事業計画を策定し、それに基づいて計画的な施設整備を実施しています。

全体構想

● 全体構想の基本理念と基本方針

基本理念

すべての市民がともに生きる共生の理念のもと、誰もが互いに理解し共に支え合う環境づくりとバリアフリーによる移動等の円滑化を図り、「多様性が社会を動かす共生のまち」仙台を創出する。

基本方針

全体像：社会参加・自己実現の支援

ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、移動制約者が介助なしに生活できる等、利用しやすく安心・安全なバリアフリー空間を整備することにより、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市「多様性が社会を動かす共生のまち」をつくります。

ソフト：市民の支え合い、心のバリアフリー

すべての市民がともに生きる共生の理念のもと、市民一人ひとりが高齢者や障害者等への理解を深めつつ、市民の支え合いの環境をつくり、バリアフリーに対する意識の向上、モラル・マナーの向上を進めます。

ハード：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり

すべての人にとって、快適な歩行環境と公共交通を中心とした利便性の高い都市交通体系に支えられた、魅力的で安心・安全な機能集約型都市の構築を進めます。

実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働

地域活動や市民活動が盛んな本市の特徴を活かし、バリアフリーの推進に当たっては、市民力を発揮するとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働し取り組みます。

● 全体構想の改定と目標年次

全体構想の改定について

平成24年度に策定した全体構想が目標年次（令和2年度）を迎えることや、平成30年度にバリアフリー法が改正されたことを踏まえ、改定するものです。

目標年次

仙台市バリアフリー基本構想における「全体構想」の目標年次は、上位計画である仙台市総合計画に合わせ、令和12年度（10年間）とします。また、地区別構想においても全体構想と同様の目標年次とします。

さらに、全体構想、各地区別構想の見直し策定後の概ね5年後を目標に、各特定事業計画の進捗状況を調査、分析、評価し、定期的にスパイラルアップを図ります。

全体構想

● 生活関連施設と重点整備地区の考え方

生活関連施設

- ◆ 法によりバリアフリー化の義務がある施設
 - ・乗降客数5千人/日以上旅客施設（駅）
 - ・特定の道路、駐車場、公園、建築物 等

どのような施設を位置づけるか？

- ・高齢者、障害者が多く利用する施設
- ・日常的に主に徒歩で利用する施設 等

◆ 生活関連施設の設定

- ・乗降客数3千人/日以上駅
- ・全ての特別支援学校や病院
- ・2km以上の劇場や店舗の民間施設 等

《生活関連施設の考え方》

○高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設を指します。



重点整備地区

どのような地区を候補地とするか？

駅を中心とする徒歩圏（半径500m）に駅を含む施設が3以上ある地区

◆ 重点整備地区候補地の設定

- ・29地区を候補地として位置づけ

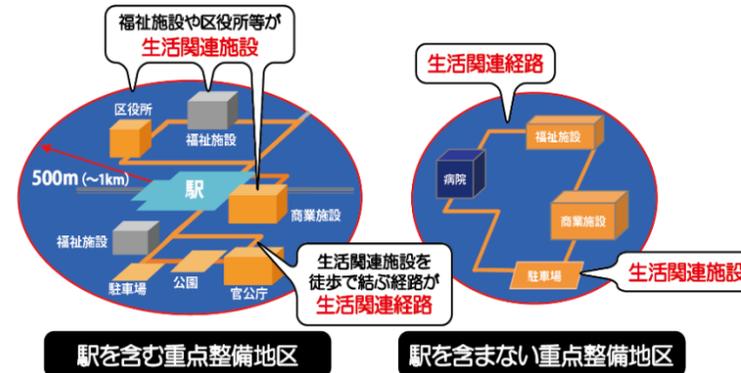
優先順位の考え方は？

鉄道駅利用者数や生活関連施設利用者数より、高齢者・障害者の利用割合を考慮して、換算利用者数を算定し評価

◆ 重点整備地区候補地の優先順位の設定

- ・換算利用者数の合計を指標として、29地区の優先順位を位置づけ
- ・基本構想策定済みの都心地区、長町地区、泉中央地区、北仙台地区が上位4か所となり、4地区の重点的な整備を継続

重点整備地区のイメージ



重点整備地区候補地の優先順位（上位4箇所）

地区	鉄道駅を含む生活関連施設数	換算利用者概数	優先順位
都心地区	204	300千人	1
長町地区	43	69千人	2
泉中央地区	28	44千人	3
北仙台地区	8	14千人	4

生活関連経路

◆ 生活関連経路の設定

- ・より多くの人々が利用する経路を選定し、生活関連施設相互のネットワークを確保

《生活関連経路の考え方》

○生活関連経路とは、生活関連施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路であり、施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

● 市内のバリアフリー整備状況の例

公共交通（鉄道・バス）

■ 車いすスペースの設置



■ ノンステップバスの導入



道路、通路、公園

■ 誘導ブロックの設置



信号・標識（交通安全）

■ 音響式信号



● 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、誰もが互いのことを理解しあい、共に支えあうことであり、バリアフリー法においても重要な柱となっています。

本市ではこれまでの取り組みをさらに充実させながら、施策推進を図ってまいります。

■ 地下鉄へのポスター掲示



● 今後のバリアフリーの推進に向けて

バリアフリー化の推進においては、特定事業計画作成や事業実施までの期間にわたる継続的な事業の進捗管理が必要であり、本市では、事業の実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直ししていくスパイラルアップの取り組みを行ってまいります。

仙台市バリアフリー基本構想中間案（概要版） （地区別構想《都心地区》）

令和2年11月



● 基本構想の構成

「仙台市バリアフリー基本構想」は、市全体の考え方等を整理する「全体構想」と、地区ごとのバリアフリー化の方向性等を位置付ける「地区別構想」とで構成されています。

仙台市バリアフリー基本構想

▶ 全体構想

全体構想

市全体におけるバリアフリーの基本方針のほか、地区別構想策定の候補地や、優先順位の考え方等を整理するものです。

▶ 地区別構想

都心地区

泉中央地区

長町地区

北仙台地区

全体構想の考え方に基づき、個別の地区（徒歩圏）ごとに、整備すべきエリアや施設等を位置づけるものです。

<主な内容>

- ・個別地区におけるバリアフリーの実現に向けた基本的な方針
- ・「重点整備地区」の区域
- ・バリアフリー化を進める「生活関連施設」および「生活関連経路」

特定事業計画

公共交通特定事業

道路特定事業

都市公園特定事業

交通安全特定事業

地区別構想に基づき、各施設管理者は特定事業計画を策定し、それに基づいて計画的な施設整備を実施しています。

● 地区別構想《都心地区》の改定について

バリアフリー法に基づき、平成24年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想《都心地区》」を策定し、目標年次を令和2年度として、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組んでまいりました。この「地区別構想《都心地区》」が、目標年次（令和2年度）を迎えることや、平成30年度にバリアフリー法が改正されたことを踏まえ、これまでのバリアフリー事業の進捗や整備効果について評価し改定するものです。

● 都心地区の目標年次

都心地区の目標年次については、高度で複雑な施設立地や土地利用の中で、事業の完了までに相応の期間を要することから、全体構想と同様、令和12年度までの10年間とします。

さらに、全体構想、各地区別構想の見直し策定後の概ね5年後を目標に、各特定事業計画の進捗状況を調査、分析、評価し、定期的にスパイラルアップを図ります。

地区別構想《都心地区》

● 地区別構想（都心地区）の基本理念

基本理念

東北の政治・経済・文化の中心地区として、また、「多様性が社会を動かす共生のまち」仙台の中心地区として、市民力の発揮、市民との協働のもと、バリアフリーによる移動等円滑化を図り、様々な人々が世代を超えて交流できる賑わいのあるまちの創出

● 重点整備地区区域と生活関連経路の設定

重点整備地区の区域の設定

重点整備地区である都心地区において、駅や高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活に利用する「生活関連施設」の立地状況を勘案しながら、主要な道路や河川、町丁界を考慮した区域境界により、重点整備地区の区域を設定します。

生活関連経路の設定

重点整備地区の区域内において、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する「生活関連施設」を結び、より多くの人々が利用する徒歩経路を、生活関連経路として設定します。

見直しの結果

都心地区においては、平成24年の策定時点以降、生活関連施設の分布状況に大きな変化は見られないことから、重点整備地区の区域や、生活関連経路に変更はありません。

● 地区別構想の評価結果（平成30年度末時点）

評価項目	指標	評価結果
特定事業計画の進捗状況	特定事業の進捗率	令和2年度の目標年次までにすべての事業が完了することは困難な見通し
公共交通機関の利用向上	鉄道駅の乗降客数	五橋駅を除くすべての駅において増加
各施設利用に対する市民満足度	仙台駅周辺や青葉通一番町駅周辺における整備内容についての市民満足度（まち歩きワークショップにおけるアンケート調査により把握）	全体で74%、特に青葉通一番町駅周辺で高かった



■ まち歩きワークショップ
（令和元年10月）

● 都心地区のバリアフリー化の推進に向けて

都心地区については、区域および生活関連経路の見直しが必要な生活関連施設の変化がないことから、現在の地区別構想の内容を今後も基本的に継続します。

また、特定事業計画については優先順位等も踏まえ、効率的・効果的に事業を推進していきます。

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定図面

整備事例：エレベーターの設置



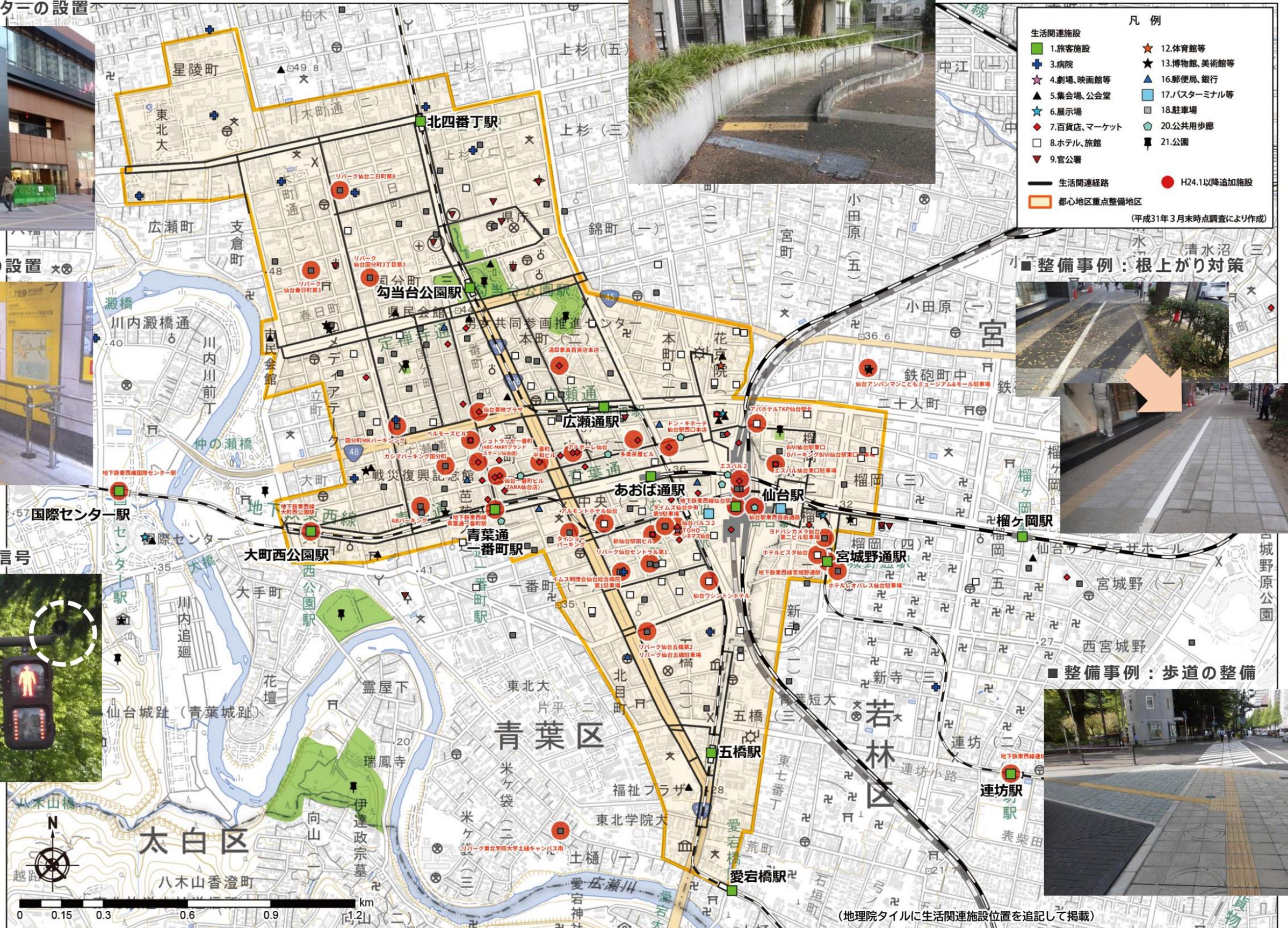
整備事例：手すりの設置



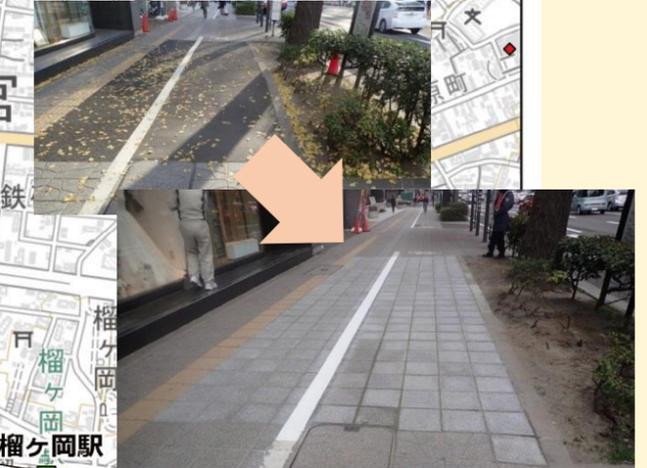
整備事例：音響式信号



整備事例：公園への誘導ブロック設置



整備事例：根上がり対策



整備事例：歩道の整備



(地理院タイルに生活関連施設位置を追記して掲載)